

ねん どのゆうがくよていしや にゆうがくきよかしよ はっそうじ き 2023年度入学予定者への入学許可書の発送時期について

ほんがく にゆうがくてつづき かんりよう (※) された方につきまして、「にゆうがくきよかしよ」を 2023年2月1日より順次交付いたします。そうぶきき ぎいせきこうあて じゆけんじてん にほんごがっこうなど しよぞく にかた じたくあて に送付いたします。

※ 「にゆうがくてつづき かんりよう」…下記2点が完了した場合をいいます。

① にゆうがくてつづきしよるい ていしゆつ
入学手続き書類の提出

② がくひのうにゆう にゆうがくきん ねんじきようざいひ ねんじぜんきじゆぎょうりよう
学費納入 (入学金・1年次教材費・1年次前期授業料)

(がくひ えんのうしんせい をしていて2月1日時点でまだ完納していない方につきましては、にゆうがくきよかしよ はっこう がくひ 完納後となります。)

じ 次ページより ざいりゆうきかん こうしん についてのお知らせがありますので、がいこくじんりゆうがくせい た しかく ざいりゆう する方はご確認ください。

本学への入学を許可された外国人留学生の在留資格の取り扱いについて

本学への入学を許可された外国人留学生は、入学前に長期滞在が可能な在留資格を取得してください。なお、3月31日17時までに4月1日以降の入学に支障のない在留資格を取得できなかった場合は、本学での修学が不可能となります。

A：入学手続き時に既に日本国内に居住し、「留学」の在留資格を有している場合

在留期限満了の3か月前より、出入国在留管理を所管する行政庁（以下、「出入国在留管理局」という）への申請が可能です。下記①または②に該当する場合は入学前の3月初旬までに速やかに、出入国在留管理局で期間更新の手続きを完了してください。

① 現在の在留期限が2023年3月末までに満了する場合

2023年3月まで在籍する学校（在籍校）に申請書「所属機関等作成用1 および2」の作成を依頼して、「在留期間更新」の申請を各自で行ってください。

※在籍校で「所属機関等作成用1 および2」の発行が不可能な場合は電話または窓口にてお問い合わせください。お申込みの場合のみ本学院で発行いたします。

② 現在の在留期限が2023年4月～5月末までに満了する場合

申請書「所属機関等作成用1 および2」を入学許可書に同封していますので、在留期限に応じて「在留期間更新」の申請を各自で行ってください。※在留カードの再発行等によって入学手続き時点と「在留カード番号」が異なる場合は申請書の訂正が必要ですので、変更後の在留カードを持参のうえ本学院の窓口でお申し出ください。

B：入学手続き時に既に日本国内に居住し、「留学」以外の在留資格を有している場合

「家族滞在」などの長期滞在が可能な在留資格を有している場合、「留学」への資格変更の義務はありませんが、在学中、私費外国人留学生のための学内・学外の各種奨学金制度等の経済的支援を受けることはできません。「特定活動」などの留学以外の資格から「留学」への在留資格変更を希望する者は、「在留資格変更許可申請」を各自で行ってください。申請にあたって「所属機関等作成用1 および2」が必要な場合は電話または窓口にてお申し出ください。

上記AおよびBのいずれの場合も、在留カードの更新（変更）が完了したあとは、必ず新しい在留カード（両面）のコピーを本学院に提出してください。

在留期間更新の手続きに必要な書類について

在留期間更新をされる方

下記の必要書類を自身で用意し、入国管理局で更新手続きを行ってください。

1. 旅券（パスポート）
2. 在留カード（または外国人登録証明書）
3. 国民健康保険証
4. 入学許可書の写し
5. 在学証明書
6. 成績証明書
7. 出席率証明書
8. 4cm×3cmの顔写真1枚（3ヶ月以内に撮影）
9. 経費支弁能力を証明する書類
10. 在留期間更新許可申請書（※1）
11. 手数料4,000円

（※1）ア）申請書「所属機関等作成用1 および2」…学校が記入

（2023年4月～5月に在留期限が切れる方）のみ入学許可書に同封いたします。

イ）申請書「申請人等作成用1、2 および3」…申請者本人が記入。各自で用意してください。

（※2）この他、追加書類を求められる場合があります。

アルバイトをしている場合は、在留期間更新申請と同時に、「資格外活動許可申請」

も必ず行ってください。